

議案第 22 号

石垣市自治基本条例の一部を改正する条例

石垣市自治基本条例（平成 21 年石垣市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に後段として次のように加える。

なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。

第 2 条第 1 号中「市内に住所を有する人」を「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」に改める。

第 31 条第 2 項中「農水産物」を「農林水産物」に改め、同条第 3 項中「新鮮な農水産物」を「魅力のある農林水産物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市自治基本条例第 43 条の規定に基づき、本条例の見直しについて、石垣市自治基本条例審議会に諮問し、その答申を受けた結果、条例の性格を明示するとともに、多様な形で本市に関わる人々を市民として位置付ける必要があるほか、用語の整理を行うことが求められた。これを踏まえ、当該答申の内容を反映させるため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。 _____</p> <hr/> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する人 _____をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(地産地消の推進)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 生産者は、<u>農水産物</u>が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農水産物</u>を生産するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、地元の安心安全で<u>新鮮な農水産物</u> _____を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。<u>なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。</u></p> <hr/> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(地産地消の推進)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 生産者は、<u>農林水産物</u>が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農林水産物</u>を生産するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、地元の安心安全で<u>魅力のある農林水産物</u>を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>